

(自動車の騒音防止装置)

第196条 自動車(被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。)が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
- 二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別	騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。)を除く。)	99
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。))	98
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。))	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	100
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	96
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)	94

- 2 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第30条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
 - 二 消音器本体が切断されていないこと。
 - 三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - 四 消音器に破損又は腐食がないこと。
 - 五 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。
 - 六 消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

3 次に掲げる消音器は、前項第六号の基準に適合するものとする。

一 次のいずれかの表示があるもの

- イ 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示
- ロ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 3 第 1 項の特別な表示
- ハ 後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程中 2 の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示（同告示中 13 の通知があつたものを除く。）

二 協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示

ホ 協定規則第 59 号若しくは第 92 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

二 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

- イ 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添 40 「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車
- ロ 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車